

西尾市「市民生活応援給付金」に関するよくあるご質問（FAQ）

目次

給付金の対象者・給付額について	4
給付金はどのような目的で給付されるのですか？	4
給付金はいくら給付されるのですか？	4
給付金はどのような人が対象ですか？	4
平成19年4月2日以後生まれですが、物価高対応子育て応援手当をもらっていません。市民生活応援給付金の対象になりますか？	4
所得制限はありますか？	4
基準日（3月1日）より後に転出した場合（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？	4
基準日より後に転入してきた場合（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？	5
基準日より後に亡くなった人（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？	5
給付金の受給権者・受給手続きについて	5
受給権者とは何ですか？	5
給付金を受給するのは、誰になりますか？	5
給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか？	5
確認書の提出の際に準備すべき書類はありますか？	6
いつお知らせや確認書が届きますか？	6
給付金の受給は原則、世帯主とのことですが、「原則」とはどういうことですか？	6
給付金はどのように受け取るのですか？	6
銀行口座を持っていません。どのように受け取ればよいですか？	6

給付金はいつ給付されますか？	6
届いたお知らせや確認書の給付対象者欄に名前が記載されていない者がいます。 どうして でしょうか？	7
確認書の提出に期限はありますか？	7
確認書裏面の口座情報記入欄にある金融機関コードや支店コードとは何ですか？.....	7
ゆうちょ銀行ですが、振込受取口座用の記号や番号を記入すれば良いですか？	8
基準日より後に世帯主を変更（異動日が3月2日以降）しました。給付金を受給するのは誰 になりますか？	8
配偶者からの暴力（DV）のため、住民票と異なる場所に住んでいます。	8
基準日より後に世帯を分離（異動日が3月2日以降）して、単身世帯になりました。給付金 を受給するのは誰になりますか？	9
基準日より後に世帯を合併（異動日が3月2日以降）し、私は世帯主ではなくなりました。 給付金を受給するのは誰になりますか？	9
世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や提出ができない場合、どのようにしたら よいですか？	9
私は受給する世帯主の成年後見人です。どのような手続きが必要ですか？	9
基準日以降に市内で転居しました。お知らせ等は転居先に届きますか？	9

オンライン申請について

オンライン申請では、ログインのため、利用者の新規登録が必要ですか？	10
オンライン申請で「次へ進む」を押しても画面が次の画面に変わらないが、なぜか？.....	10
管理番号とは何ですか？	10
ゆうちょ銀行ですが、振込受取口座用の記号や番号を入力すれば良いですか？（再掲）	11

その他、給付金事業全般に関することについて

おこめ券などニュースで見ましたが、なぜ現金給付なのですか？	11
おこめ券などの商品券にしなかったのはなぜですか？	11
現金給付では経費が多くかかるのではないですか？	11
貯金に回ってしまうのではないですか？	12

市内の事業者支援にならないのではないですか？	12
国は1人あたり3000円の規模感を示していましたが、なぜ全市民ではないのですか？....	12
子育て世帯は支援されないのですか？	12
基準日はなぜ3月1日にしたのですか？	12
基準日より1日遅れただけで給付されないのは不公平ではないですか？	12

給付金の対象者・給付額について

給付金はどのような目的で給付されるのですか？

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援する、生活者支援を主目的としています。

給付金はいくら給付されるのですか？

対象者1人あたり5000円を給付します。

給付金はどのような人が対象ですか？

基準日（2026年3月1日）に、西尾市に住民登録があった方。ただし、物価高対応子育て応援手当（2万円）の対象者は除きます。原則、2007年4月1日以前生まれの方が対象です。

平成19年4月2日以後生まれですが、物価高対応子育て応援手当をもらっていません。市民生活応援給付金の対象になりますか？

誰にも養育されておらず、自立した生計を立てており、物価高対応子育て応援手当の対象とならない場合は、市民生活応援給付金の対象となります。ただし、多くの場合は物価高対応子育て応援手当（2万円）の対象になると考えられますので、一度、子育て支援課にご確認ください。

所得制限はありますか？

所得制限はありません。物価高騰は幅広い層に影響を及ぼしていることから、所得による制限を設けず、一律給付としています。

基準日（3月1日）より後に転出した場合（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？

基準日より後に転出した（異動日が3月2日以降）方は、3月1日時点で、西尾市に住民登録※されているため、給付対象となります。※届出日ではなく、実際の異動日で判断します。

（3月1日に転出した場合は、3月1日に住民登録がないため給付対象となりません。（3月1日は転出先住所に住民登録がある状態になります。））

届出日	異動日	給付対象可否
3月2日以降	3月2日以降	給付対象
3月2日以降	3月1日以前（3月1日含む）	給付対象外
2月28日以前	3月2日以降	給付対象

基準日より後に転入してきた場合（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？

基準日より後に転入された（異動日が3月2日以降）方は、3月1日時点で西尾市に住民登録※されていないため、給付対象となりません。

※届出日ではなく、実際の異動日で判断します。

基準日より後に亡くなった人（異動日が3月2日以降）は、対象になりますか？

基準日より後に亡くなられた（異動日が3月2日以降）場合は、基準日時点で、西尾市に住民登録されているため、給付対象となります。

（3月1日に亡くなられた方は、3月1日時点で住民登録がないため給付対象となりません。）

給付金の受給権者・受給手続きについて

受給権者とは何ですか？

給付金を受け取る権利のある方のことです。原則、給付対象者の属する世帯の世帯主です。

給付金を受給するのは、誰になりますか？

原則、給付対象者の属する世帯の世帯主とします。基準日時点の世帯ごとにまとめて世帯主へ給付します。

給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか？

本給付金の給付には、市が行った過去の給付金（特別定額給付金、住民税非課税世帯給付金、定額減税補足給付金、物価高対応子育て応援手当など）および公金受取口座の情報（以下、過去の給付金等情報）を活用します。

過去の給付金等情報で、市に口座情報がある方には、お知らせはがきを送付し、いわゆるプッシュ型の給付を行います。お知らせはがきに記載した口座情報を変更する必要があるなければ※、手続きは不要です。

市に口座情報がない方には、給付確認書（以下、確認書）を送付します。確認書による給付となる方は、提出期限までに確認書を提出していただく必要がございます。提出方法は、確認書に記載された二次元コードからオンライン申請、または届いた確認書に記入して提出していただく紙提出の方法がございます。

※口座情報を変更したい場合や給付金の辞退をされる場合は4月27日(月)までにお知らせはがきに記載した二次元コードからオンライン申請してください。オンライン申請ができない場合はコールセンター（0563-65-2452）へご連絡いただければ確認書を送付します。

確認書の提出の際に準備すべき書類はありますか？

確認書の提出の際には、本人確認書類と振込先口座情報を確認できる書類の写しが必要です。
下表を参考にしてください。

項目	例
本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード（写真付きの面）、パスポート、各種健康保険資格確認書、年金手帳、在留カードなど ※有効期限内のものに限る。官公署発行の顔写真付きのものでない場合は2点必要です。
振込先口座情報確認書類	振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の見開き部分またはキャッシュカード ※インターネットバンク（ネット銀行）で通帳等がない場合は、上記内容が分かる画面

いつお知らせや確認書が届きますか？

お知らせや確認書は4月8日(水)発送予定です。市内全世帯が対象のため、郵便局にて配り終えるまで1週間程度かかる見込みです。4月15日(水)頃までにはお手元に届く予定となります。

給付金の受給は原則、世帯主とのことですが、「原則」とはどういうことですか？

配偶者やその他親族からの暴力等を理由として避難している場合、その他の特別な配慮を要する場合は別に受給権者等を定めております。また、本事業の趣旨に照らし特に必要があると市長が認めるときは、個別の事情を勘案し、受給権者等を決定します。

※個別のご事情がある場合は、給付金コールセンター（0563-65-2452）または市役所1階に開設する給付金受付窓口にお問い合わせください。ご事情を伺い、対応させていただきます。

給付金はどのように受け取るのですか？

受給権者本人名義の口座への振り込みとなります。

銀行口座を持っていません。どのように受け取ればよいですか？

確認書が届きましたら、給付金コールセンター（0563-65-2452）にお問い合わせください。後日、受け取り方法についてお知らせします。

給付金はいつ給付されますか？

いわゆるプッシュ型給付の方への振り込みは5月15日(金)を予定しています。口座情報を変更された方はプッシュ型給付の方への振り込み処理が終わった5月中旬以降、順に振り込みを行

ってまいります。

確認書による給付の方も同様に、5月中旬以降に順に振り込みを行ってまいります。オンライン申請された方は提出から概ね4週間後、紙提出された方は5～6週間程度で振込となる予定です。

遅くとも8月中旬頃にはすべての振り込みを完了する見込みです。

届いたお知らせや確認書の給付対象者欄に名前が記載されていない者がいます。
どうしてでしょうか？

給付対象者は、基準日（2026年3月1日）に、西尾市に住民登録があった方のうち、物価高対応子育て応援手当（2万円）の対象者は除きます。

そのため、例えば、世帯主、妻、子（子育て応援手当対象外）、子（子育て応援手当対象）の4人世帯の場合、給付対象者欄には世帯主、妻、子（子育て応援手当対象外）の3人が記載され、子（子育て応援手当対象）の名前は記載されません。

確認書の提出に期限はありますか？

確認書の提出期限は6月30日（火）【消印有効】です。

提出期限までに提出されなければ、給付金の給付を辞退したものとみなして処理されますので、提出漏れがないようにご注意ください。なお、市としましても、可能な限り給付したいと考えておりますので、5月中旬以降、確認書の提出がされていない方へ2回、勧奨通知を送付する予定をしております。

確認書裏面の口座情報記入欄にある金融機関コードや支店コードとは何ですか？

金融機関コードとは、金融機関に割り当てられている4桁の番号、支店コードは金融機関の本支店に割り当てられている3桁の番号のことです。

通帳の見開き部分をご確認いただくか、キャッシュカードでご確認いただけます。それでもご不明な場合は、お手数ですが、全国銀行協会のホームページまたはインターネットで検索してください。

参考：西尾市内に支店のある金融機関の金融機関コード

西尾信用金庫：1561 あいち銀行：0542 名古屋銀行：0543 岡崎信用金庫：1552

碧海信用金庫：1560 蒲郡信用金庫：1562 愛知県中央信用組合：2451

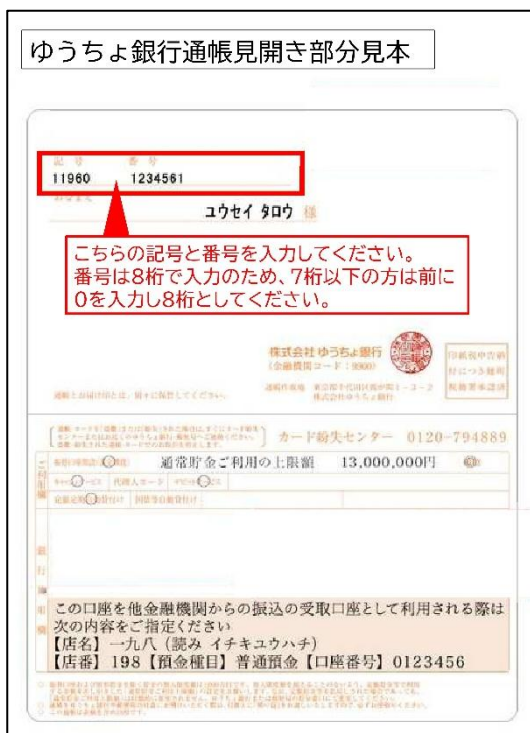
西三河農業協同組合：6560 東日本信用漁業協同組合連合会：9461

※お手数ですがその他の金融機関コード、支店コードは全国銀行協会のホームページまたはインターネットで検索してください。

ゆうちょ銀行ですが、振込受取口座用の記号や番号を記入すれば良いですか？

振込受取口座ではなく、通常の記号と番号を入力してください。

通帳見開き部分の左上に記載されている記号と番号です。



基準日より後に世帯主を変更（異動日が3月2日以降）しました。給付金を受給するのは誰になりますか？

基準日より後に世帯主を変更された（異動日が3月2日以降）場合でも、原則、基準日時点の世帯主に給付されます。（3月1日（異動日）に世帯主変更をされた場合は、新しい世帯主に給付されます。）

ただし、本事業の趣旨に照らし特に必要があると市長が認めるときは、個別の事情を勘案し、受給権者等を決定します。**※個別のご事情がある場合は、給付金コールセンター（0563-65-2452）または市役所1階に開設する給付金受付窓口にお問い合わせください。ご事情を伺い、対応させていただきます。**

配偶者からの暴力（DV）のため、住民票と異なる場所に住んでいます。

配偶者その他親族からの暴力（DV）等を理由として避難している場合は、申出者とその同伴者を給付対象者として、当該申出者へ給付します。

※個別のご事情がある場合は、給付金コールセンター（0563-65-2452）または市役所1階に開設する給付金受付窓口にお問い合わせください。ご事情を伺い、対応させていただきます。

基準日より後に世帯を分離（異動日が3月2日以降）して、単身世帯になりました。給付金を受給するのは誰になりますか？

基準日より後に世帯を分離（異動日が3月2日以降）して、単身世帯になった場合でも、原則、基準日時点の世帯主に給付されます。（3月1日（異動日）に世帯分離をされた場合は、単身世帯として給付されます。）

ただし、本事業の趣旨に照らし特に必要があると市長が認めるときは、個別の事情を勘案し、受給権者等を決定します。**※個別のご事情がある場合は、給付金コールセンター（0563-65-2452）または市役所1階に開設する給付金受付窓口にお問い合わせください。ご事情を伺い、対応させていただきます。**

基準日より後に世帯を合併（異動日が3月2日以降）し、私は世帯主ではなくなりました。給付金を受給するのは誰になりますか？

基準日より後に世帯を合併（異動日が3月2日以降）し、世帯主でなくなった場合でも、原則、基準日時点の世帯主に給付されますので、あなた様が受給権者として給付されます。

世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や提出ができない場合、どのようにしたらよいですか？

本人による確認書の返送等が困難な方は、代理人が行うことも可能です。世帯構成者（家族）や法定代理人、親族その他の平素から本人の身の回りの世話をしている方であれば、代理で手続きができます。代理人が確認書の提出をするときは委任欄を記入の上、本人と代理人の本人確認書類の写し等の提出をお願いします。

私は受給する世帯主の成年後見人です。どのような手続きが必要ですか？

成年後見人の方は、確認書の提出時に「成年後見人等の登記事項証明書」の写しの提出をお願いします。委任状は不要です。

基準日以降に市内で転居しました。お知らせ等は転居先に届きますか？

基準日以降に市内で転居された場合は、新しい住所へお知らせ等をお送りいたします。

なお、転居された場合は、郵便局へ転送届を提出しておくことをお勧めします。

郵便局の転居・転送サービスについては下記ページをご覧ください。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>

オンライン申請について

オンライン申請では、ログインのため、利用者の新規登録が必要ですか？

利用者の新規登録のほか、LINEを使ったログインも可能です。LINEを使ったログインをご希望の場合は、画面下部「LINEでログイン」をタップし、お進みください。LINEでログインをする場合は、LINEにてメールアドレスが設定してある必要がございます。なお、利用者の新規登録からお進みいただく場合は、登録情報が初期入力されますので、ご都合の良い方を選択して申請にお進みください。

オンライン申請で「次へ進む」を押しても画面が次の画面に変わらないが、なぜか？

申し訳ございません。本オンラインシステムは、一時的に繋がりにくく、読み込みに時間がかかる場合がございます。その場合はしばらく時間を置いて、再度お試しください。

管理番号とは何ですか？

管理番号とは、お知らせや確認書に記載のある8桁の番号でございます。お知らせは、管理番号欄、確認書は表面中段受付用バーコード下に記載されている番号を入力してください。

●お知らせはがき



●給付確認書



ゆうちょ銀行ですが、振込受取口座用の記号や番号を入力すれば良いですか？（再掲）

振込受取口座ではなく、通常の記号と番号を入力してください。

通帳見開き部分の左上に記載されている記号と番号です。



その他、給付金事業全般に関することについて

おこめ券などニュースで見ましたが、なぜ現金給付なのですか？

生活必需品の購入など、用途を限定せず、各家庭の事情に応じて柔軟に活用できる支援であり、事務にかかる費用も抑えられることから、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援にはおこめ券などの商品券よりも現金が最も効果的と考え、現金給付としました。

おこめ券などの商品券にしなかったのはなぜですか？

おこめ券などの商品券は、商品券の発行・管理・換金等委託する部分が多いため、比較的事務にかかる費用が高くなってしまいうこと、また、用途が食料品など限定されるものとなります。一方、現金給付は事務を内部で対応できる部分が多く委託費用を削減でき、また、幅広い支出に充てられるため、現金給付としました。

現金給付では経費が多くかかるのではないですか？

これまでの給付金システムを流用できること、過去の給付金情報を活用したプッシュ型の給付を行うこと、また、商品券の発行・管理・換金等の経費が不要なことから、商品券事業も含め幅広く検討した結果として、現金給付が最も経費を抑えられる方法でした。

貯金に回ってしまうのではないですか？

生活をしていく上で、食費や光熱費等何かしらの支払いがあり、その食費や光熱費等の物価高騰により生活費の負担が増している中で、各世帯の負担を給付金により軽減できれば良いと考えております。

市内の事業者支援にならないのではないですか？

今回の給付金事業は、生活者支援を目的としており、事業者支援は目的としておりません。

国は1人あたり3000円の規模感を示していましたが、なぜ全市民ではないのですか？

児童手当支給対象児童には物価高対応子育て応援手当として1人当たり2万円が措置されており、重複支援の回避と限られた財源の重点化を考慮し、全市民のうち、物価高対応子育て応援手当の対象とならない方を対象とし、給付額も1人あたり5000円としました。

子育て世帯は支援されないのですか？

子育て世帯も物価高騰の影響を受けていることは認識しています。ただ、物価高対応子育て応援手当により支援が行われており、本給付金は、物価高対応子育て応援手当ではカバーされていない層への生活者支援を目的としました。

基準日はなぜ3月1日にしたのですか？

2月10日の議決後、即日支給できるのが理想ですが、事務の準備を考慮すると4月に案内をするのが最速となります。案内を送付する時点で対象が確定していなければならず、住民異動の届出が14日以内は考えられることを踏まえると、3月1日を基準日とすることが給付対象者を最も過不足なくとらえることができる日と考え決定しました。

基準日より1日遅れただけで給付されないのは不公平ではないですか？

給付対象者を決定するためには基準日を設定することは必要不可欠です。基準日にすぐ給付できれば良いですが、実際には案内の送付等の事務処理が必要なため、基準日と給付日には間が空きます。基準日から給付日の間に、転入転出をする人が出ることは承知しておりますが、それはどこを基準日としても発生する問題と考えております。このような、基準日の住民を給付対象者とする運用をご理解いただきたいと思います。